

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com



東京地裁立川支部の遠景
次に私たちが訪れる時は
判決日です

原告団総会 **5月14日** ご参加ください

原告団総会が5月14日に実施されます。

東京地方裁判所立川支部での口頭弁論終結後、各支部において第2次新横田基地公害訴訟の報告を実施してきましたが、いよいよ5月14日、昭島市役所庁舎内市民ホールにおいて原告団総会が実施されます。

総会において弁護団各担当者から第1審の総括報告をするとともに、各支部からの説明会・学習会報告を受けて、皆さんからの質疑応答を実施します。本裁判における疑問点がある方は是非ここで弁護団に直接確認できる貴重な機会ですので、積極的なご質問をお願いします。

質疑応答の後には、第1審判決後、東京高等裁判所において実施される控訴審に向けて訴訟の方針の説明と行動提起をし、採決を行うことで皆さんの意思統一を図ります。

また、総会では裁判に向けたお話だけでなく、特別記念講演も実施します。今回は、東京平和委員会事務局長である岸本正人氏にご登壇いただき、「横田基地の現状と進む基地機能強化」について講演していただきますので、こちらも楽しみにしてください。

当日は、たくさんの原告の皆さんのご参加をお待ちしております。

日時：5月14日(日) 午後1時30～3時30分

会場：昭島市役所 1階 市民ホール

第1部 記念講演

「横田基地の現状と進む基地強化」

東京平和委員会事務局長 岸本正人氏

第2部 原告団総会

- ◆ 弁護団より総括報告
- ◆ 4支部より説明・学習会報告
- ◆ 質疑応答
- ◆ 方針と提起
- ◆ 採決
- ◆ 新役員紹介

集めよう！ 公正判決を求める要請署名

判決までにやるべき事は、「公正な判決を求める要請書」をたくさん集めて、裁判所に私たちの願いを届けることです。同封の返信用封筒を使って事務所宛てに送付をお願いいたします。

連載 18回の弁論で私たちは国側の反論にどのように再反論したか

2017年3月1日の第18回口頭弁論をもちまして、地方裁判所での審理は終結となり、後日指定される判決日を待つのみとなりました。私たち原告側弁護団が、国側の主張に対して、どのように反論してきたかの振り返りを今号から連載します。連載の第1回目は「飛行差止め」と「損害賠償」について、中村晋輔弁護士と杉野公彦弁護士にご執筆いただきました。

第1 米軍機飛行差止めの主張 【中村晋輔 弁護士】



1 この訴訟において、私たちは、午後7時から午前7時までの間の横田基地の米軍機と自衛隊機の飛行差止めを求めています。このニュースでは、米軍機の飛行差止めについて述べます。

国は、横田基地の米軍機の飛行差止請求については、旧横田基地訴訟の1993年（平成5年）2月の最高裁判決を根拠にして、原告たちは、日本政府に対し、日本政府の支配の及ばない第三者の行為の差止めを求めているから、主張自体失当である（法的に意味のない主張である）と主張しています。国の主張に対する原告側の反論の骨子をご説明いたします。

2 まず、この最高裁判決が日米地位協定の解釈を誤っていると反論しています。

日米地位協定において、米軍基地における米軍機の離着陸について、日本国の法令の適用を除外している規定はありません。それどころか、日米地位協定3条3項が、米軍基地における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないと定めています。日米地位協定16条は、米軍構成員らに対し、日本国

の法令を尊重する義務を定めています。日米地位協定の解釈として、米軍を日本政府の支配の及ばない第三者であると認めることはおかしいことであると反論しています。

3 1993年11月に改正された日米合同委員会合意「横田飛行場騒音規制」は、午後10時から午前6時までの間における米軍の飛行及び地上での活動を制限しています。この点を指摘するなどして、裁判所が、日本政府に対し、横田基地の米軍機の飛行差止めを命じる判決をすることに支障がないとも反論しています。

4 アメリカ合衆国政府を被告とした新横田基地公害訴訟（対米訴訟）において、2002年（平成14年）の最高裁判決が、日本国の民事裁判権が及ばないという理由で訴え却下をしています。日本政府に対する米軍機の飛行差止請求についても、裁判所が法的に意味のない主張であると判断することは、原告の裁判を受ける権利を侵害するものとして許されないと反論しています。

5 国は、裁判所から損害賠償金の支払いを何度も命じられても、横田基地の航空機騒音被害を解消するための抜本的対策をとっていません。裁判所が横田基地の航空機の飛行差止請求を認めるよう強く求めています。

第2 将来の損害賠償請求の主張

【杉野公彦 弁護士】



1 将来の損害賠償請求とは

そもそも将来の損害賠償請求とは、裁判が終わった後（より正確には事実審の口頭弁論終結後）についても損害の賠償を求めることです。損害賠償請求は基本的に過去に既に発生したものについてのみ認められ、将来

まだ発生していない損害については、「あらかじめその請求をする必要がある場合」に限り認められます。この裁判では、「被告は、別紙原告目録Ⅱ記載の原告ら各自に対し、2013（平成25）年3月27日より、第1項の記載の各行為がなくなり、かつ、その余の時間帯において同目録Ⅱ記載の原告らの居住地に65デシベルを超える一切の航空機騒音が到達しなくなるまでの間」

の損害賠償を求めています。

2 原告と国のこれまでの主張

航空機騒音訴訟における将来の損害賠償請求については、昭和の時代に「大阪空港最高裁判決」が出ており、将来の損害賠償請求は認められませんでした。認められなかった理由を端的に言うと、航空機の騒音の状態が今後どのように変化するかは分からないので、損害が発生したその都度、損害を受けた者（つまり我々原告）に主張立証させることが公平である、ということです。

この最高裁判決は、どの基地訴訟においても国側の主張の根拠とされ、ほとんどの基地訴訟では将来の損害賠償請求は否定されており、この裁判においても国側はほぼこの判決の理屈をそのまま主張し、それ以外の目新しい主張はほとんどありませんでした。

ただし、騒音被害が最初の裁判が始まってから既に

40年も続いているにもかかわらず、「明日騒音がなくなるかもしれない」から将来の損害賠償請求を否定することはいかにも不合理です。

そこで、この裁判で原告は、大阪空港最高裁判決はそもそも判決内に反対意見がある上、学者からの批判も強く、さらにもう40年以上前の判決であり、変更されるべきだと主張するとともに、大阪空港最高裁判決の立場に立っても、騒音は既に40年以上続き、さらに今後オスプレイがやってくるなど、騒音被害は増大することはあっても減ることは考えられないとして、将来の損害賠償請求を認めるよう主張しています。

3 将来の損害賠償請求認容に向けて

これまで将来の損害賠償請求については、地方裁判所、高等裁判所においては、認められるための様々な工夫を凝らした主張や、裁判所の実態に即した判断により一部でも認められると言うことはありましたが、直近の厚木基地訴訟においても最高裁では認められませんでした。

この裁判においても、裁判所が被害の実態に即して将来の損害賠償をどの程度認めるのか、注目すべき所です。

平和な空を とりもどそう！

オスプレイ反対署名一万五千人分提出

【横田基地の撤去を求める西多摩の会 高橋 美枝子】

「オスプレイ横田配備反対連絡会」は3月16日（木）、衆議院議員会館で第2回目の防衛省要請行動を行いました。

第1回目は、2016年2月12日で、社民党の福島瑞穂議員にお世話になり、18,000筆の署名を提出しました。

今回は、15,000筆の署名を提出しました。合計で33,000筆です。今回の要請に際しては、日本共産党の宮本徹議員に大変お世話になりましたが、当日は高熱のため参加できず、急遽、山添拓議員に司会などお世話になりました。テキパキと進行させ、防衛省側に言うべきことはしっかり言い、若いですが頼もしかったです。

防衛省側は外務省の方も含め10人を越えていたでしょうか。

はじめに、CV-22オスプレイの横田基地配備延期について質問。担当者は、「情報が入り次第、関係自治体にお知らせする」という答弁に終始しました。延期と言っても最短では2019年10月で、2年後、あっという間です。配備反対の運動を強めなければと思います。

3月5日からの長期のMV-22オスプレイ6機の横田基地飛来について質問しましたが、相馬原演習場と関山演習場で行われる日米合同演習の期間中の機体整備等のためと言うだけで、実際は東富士演習場での離着陸訓練も、横田基地が拠点となっていることも、訓練が1週間延長されたことも知らず、全く話になりませんでした。前もって出した質問にも、日米で確認したと言うのですが、何を確認したのかは曖昧で、納得



衆議院議員会館での交渉

のいく答弁はえられませんでした。

パラシュート降下訓練で、2013年8月、基地の外のIHI瑞穂工場に落下したとされていました。最近になって工場に落下したことは社内で公然の秘密であることを知り、事実の確認を求めました。

今回の参加者は連絡会を中心に第四次厚木基地爆音訴訟原告団の方、共産党の国会議員3名（池内さおり議員、吉良よし子議員、斉藤和子議員）のほか、都議会議員など、部屋はぎっしりでした。

横田基地を拠点としたオスプレイの動きですが、3月5日から22日までの18日間で、着陸と離陸を合計すると100回を越えました。3カ所の陸自演習場への往復だけでなく、横田基地周辺の旋回訓練とともに、新潟県、群馬県はじめ広大な地域で飛行訓練が行われました。

3月31日（金）の夜、無人偵察機グローバルホークの横田基地への一時展開（5月1日～10月31日）の情報が飛び込んできました。

何でもありの基地の強化を許さず、平和な空を取り戻したいです。

原発事故の加害責任を国と東電に求めて闘う 「生業(なりわい)訴訟」福島地裁結審行動に参加

3月21日(火)福島地方裁判所で、2011年3月の東日本大震災に伴い発生した、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、故郷や生業を奪われた約4000人の人々により闘われてきた、『生業(なりわい)訴訟』が結審となりました。

地域と生業は破壊され汚染されたまま！ 帰還しても暮らし再建の見通しはない！

政府は、これまで「放射能に汚染されているから、住んではいけません。立ち入ることもできません！」としてきた地域の制限を、「もう平気ですからご帰還を！」と基本的に解除しました。

しかし、田畑は草ボウボウで荒れ放題。整地されたその荒れ地に放射性廃棄物を詰め込んだ黒い袋が山積みにもされたままです。

家の中は野生動物に荒らされその糞が散乱したまま、悪臭でとても住めません。生活物資を買おうにも多くの商店は閉じたままです。医療機関や福祉施設、小中学校などは多くが閉鎖のままです。帰還しても買い物もできない。通う医者もなければ学校もないのが実態です。



人間の鎖で裁判所を包囲した「生業訴訟」原告・弁護士と支援者たち

いま、原告団で取り組んでいる4つの署名

第2次新横田訴訟「公正な判決を求める要請署名」は判決指定日までに集めます。

「大気汚染によるぜん息等の患者の医療費助成を求める署名」締切は8月20日。

「なくせ公害・守ろう地球環境」への国民署名の締切は5月30日。

福島生業訴訟「公正な判決を求める署名」の締切は9月20日。

原発の推進は紛れもない国策だ！

電力会社や原発メーカーは責任をとれ！

政府が帰還政策を進めるのは「損害賠償はなるべくなら出したくない」という腹黒い方針があるからです。政府は国策として「原発建設とその稼働は、日本の産業と福島県の経済を支え発展させる！」と原発建設を推し進め、電力会社や原発メーカーに甘い汁を吸わせて来ました。しかし事故が起きれば「アレは津波のせい」で住民が騒ぐのは「お金が目的」、などと暴言を塗り重ねてきました。最近も復興大臣による「故郷捨てるのは楽なモノ」「裁判をやればイイじゃない」などの暴言がこれに加わりました。

電力会社はまともな安全対策もないまま再稼働を強行し、原発メーカーは国策の代表者である総理大臣とタッグを組んで、海外への原発セールスに血眼です。国と電力会社と原発メーカーは協力して、被害を受けた人々が納得できるような保証を行うとともに、すべての原発を止め、事故の安全な収束に向けて力を尽くすべきです。

国と東電を圧倒した感動と迫力の陳述！

基地も原発も苦しみの根源は同じだ！

幸いにも当日は傍聴することができました。陳述した原告も弁護士も涙で目を赤く腫らしながらの陳述でした。前夜の事前集会では挨拶もさせていただきました。そこでは「福島の方々が、横田基地の闘いを直接支援に来るのは困難です。生業訴訟の方々は自分たちの裁判に勝利してください。そのことが横田で闘う人々を大きく励ますこととなります。頑張ってください。」と挨拶を結びました。

【事務局長 清水 幸一】

原告団活動日誌

- 3/24 原告団ニュース第34号発行、発送作業
- 3/29 弁護士会議に出席
- 4/1 「オスプレイ横田配備・飛来反対」署名・宣伝行動(立川駅北口)
- 4/2 公害弁連主催シンポジウムに参加
- 4/5 固定騒音計定期点検
- 4/10 定例事務局会議
- 4/10 オスプレイ横田配備反対連絡会会議
- 4/12 原告団ニュース編集会議
- 4/14 低周波音測定チーム会議に出席
- 4/14 三多摩法律事務所開設50周年レセプションに参加
- 4/20 第50回原告団会議
- 4/24 弁護士会議に出席

※総会に向けて訴訟説明会・学習会を各支部で開催